

新・住田町奨学金免除制度
～ふるさとに住み、健やかに働きませんか？

住田町では、平成 28 年度より、定住を促進するため、町内に一定期間居住することを要件とした、奨学金の返還免除制度を導入しています。

対象者：平成 28 年度から奨学金の返還を開始する方が対象となります。
奨学金の返還金及び町税に滞納のないことが条件です。

免除要件：奨学金の返還開始から償還期限までの期間に、住田町に継続して **5年間** 居住し、就業していること(但し、就業先は町内外を問いません。)

居住要件で注意してほしいことがあるよ！
居住要件の 5 年間は各年度の 10 月 1 日を基準とします。
居住しはじめた日の確認を住民票で行うので、転入日は必ず 10 月 1 日よりも前に済ませるようにしてね。

早く移住すれば、最大で 50%の免除が実現するよ！すごーい♪



それでは、返還免除制度の活用方法について例を紹介します！

【例 1】今春卒業し、町内に居住し就業をしている場合【貸与額 2,400,000】

令和 2 年 4 月 1 日から 令和 2 年 9 月 30 日まで	令和 2 年 10 月 1 日から 令和 7 年 9 月 30 日まで	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 12 年 9 月 30 日まで	令和 12 年 10 月 1 日から
据え置き	奨学金返還額 1,200,000 円（5年間）	奨学金免除額 1,200,000 円（5年間）	奨学金返還 終了！
居住地 不問	町内居住及び就業が継続していること →		/

【例 2】卒業してから 2 年後に町内にて居住等を開始した場合【貸与額は例 1 と同額】

令和 2 年 4 月 1 日から 令和 2 年 9 月 30 日まで	令和 2 年 10 月 1 日から 令和 4 年 9 月 30 日まで	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 9 年 9 月 30 日まで	令和 9 年 10 月 1 日から 令和 12 年 9 月 30 日まで	令和 12 年 10 月 1 日から
据え置き	奨学金返還額 480,000 円（2 年間）	奨学金返還額 1,200,000 円（5 年間）	奨学金免除額 720,000 円（3 年間）	奨学金返還 終了！
居住地 不問	町外居住 →	町内及び就業が継続していること →		/

奨学金に関するFAQ

Q 今年大学を卒業して、4月から住田町に住んで仕事をしています。いつから免除の対象になりますか？

A 免除を受けるためには、基準日から換算して5年間の居住と就業が必要条件になります。したがって、上記に該当する方は最短で、令和7年10月分の奨学金から免除の対象となります。【例1】

Q 大学卒業後、町外で生活を経て住田に戻ってきました。いつから免除の対象になりますか？

A 奨学金の免除要件である5年間はいくまで、町内に居住していることが前提です。したがって、町外に居住している期間が長くなるほど免除金額が少なくなります。【例2】

Q 奨学金の免除を希望する場合、通常の返還と何が違いますか？

A 免除を受ける方は、6か月の据え置き後10年間の返済計画を立てていただきます。
(免除を受けない場合は15年以内の返済計画)

また、5年間の定住要件をクリアして、正式に免除が決定した後も居住及び就業状況が継続していることを確認するため、定期的に必要書類の提出を求めます。

お問い合わせ 住田町教育委員会 学校教育係

Tel 0192-46-3863